

# 山梨県職業能力開発協会費補助金交付要綱

## (趣旨)

知事は、労働者の職業能力の開発及び向上の促進を図るため、山梨県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が行う職業訓練及び技能検定の普及及び振興並びに技能検定の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

## (交付対象)

第1 補助金は、協会が別表に掲げる補助事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、同表に掲げる補助対象経費として知事が必要と認めるものの一部について交付するものとする。

## (補助金の額)

第2 補助金の額は国の算定基準に基づいて計算した額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

## (交付申請)

第3 補助金の交付を受けようとする協会の長（第4において「申請者」という。）は、山梨県職業能力開発協会費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に補助事業に係る収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 協会の長は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

## (交付決定)

第4 知事は、第3の規定により提出された申請書及び収支予算書を審査し、補助金の交付の対象及びその交付額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第3第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

3 知事は、第3第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付)

第5 補助金は、事業完了後、実績報告書に基づき、補助金の額を確定し交付する。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。概算払いを受けようとするときは、第2号様式により補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(変更承認等)

第6 補助金の交付の決定の通知を受けた協会の長（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、山梨県職業能力開発協会費補助金補助事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分（別表の事業費及び管理費の区分をいう）ごとに配分された額の10%を超えて変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の実施内容を変更するとき。
- (3) 補助金額に変更が生じるとき。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、山梨県職業能力開発協会費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は、補助事業の全部若しくは一部の遂行が困難となったときはすみやかにその旨を届け出て、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7 補助事業者は、山梨県職業能力開発協会費補助金補助事業実施状況報告書（第5号様式。以下「状況報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、山梨県職業能力開発協会費補助金補助事業実績報告書（第6号様式。以下「実績報告書」という。）に補助事業に係る収支決算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(提出期限)

第9 申請書及び状況報告書の提出期限は、県の会計年度ごとに知事が別に定める。

2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して2週間を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日とする。

(書類の提出部数)

第10 申請書、状況報告書及び実績報告書の提出部数は、それぞれ正本1通及び副本1通とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、山梨県職業能力開発協会費補助金補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、県に返還しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の備え付け)

第12 補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするため必要な書類を整備し、第8号様式による調書を作成し、補助事業の完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第13 この要綱は、昭和54年4月2日から適用する。

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年10月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年5月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年5月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

別表（第1関係）

補 助 事 業	補 助 対 象 経 費
<p>職業能力開発促進法第82条の規定により行う事業</p>	<p>区分</p> <p>1.（事業費）事業の実施に要する経費</p> <p>(1) 職業訓練振興事業に係る経費</p> <p>(2) 技能検定関係事業に係る経費</p> <p>(3) 若年者に対する受検手数料の減免措置に要する経費</p> <p>(4) その他職業能力の開発促進に関し必要と認める経費</p> <p>2.（管理費）上記1の事業の実施に要する管理経費</p> <p>(1) 職員の人件費</p> <p>(2) 一般管理運営費</p>